

第9回松浦ロードレース大会

○問合せ先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 341

◆期日 11月30日(日) ※雨天決行

◆コース

市道松浦中央線・県道11号線(志佐町里免～笛吹免)

※生涯学習センター(きらきら21)前道路でスタート・ゴール

◆部門

- のびのび家族(1^{キロ})
- 小4(男・女 1.5^{キロ})
- 小5(男・女 2^{キロ})
- 小6(男・女 2^{キロ})
- 中1(男3^{キロ}・女2^{キロ})
- 中2・3(男3^{キロ}・女2^{キロ})
- 高校(男10^{キロ}・女5^{キロ})
- 一般(男10^{キロ}・女5^{キロ})
- 壮年男40歳以上
(5^{キロ}・10^{キロ})
- 壮年男50歳以上
(5^{キロ}・10^{キロ})

▼【ロードレースコース図】



◆申込方法

教育委員会または各市立公民館に備え付けの参加申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて申し込んでください。

◆参加料

- 小・中学生=市内500円(市外700円)
- 高校生=1,500円 一般・壮年=2,500円
- のびのび家族(1組)=2,500円

◆招待選手 (株)九電工陸上競技部選手

今大会から計測チップ(ナンバーカードに装着)を導入し、チップで計測したタイムを採用します。

◆申込期限 10月10日(金) 必着

◆申込先

〒859-4598(住所不要)
松浦市役所内 松浦ロードレース大会事務局

【ボランティア募集】

第9回松浦ロードレース大会の係員として協力いただける人を募集します。

◆申込期限 10月10日(金)

◆申込方法 生涯学習課に直接連絡してください。

新入学児の就学時健康診断

○問合せ先 学校教育課学事研修・体育保健係 ☎内線 342

来年4月に市内小学校へ入学予定のお子さんを対象に就学時健康診断を行います。日程は下記の通りです。

該当するご家庭には9月中旬に学校教育課から個別に通知します。通知が届いていないご家庭がありましたら問合せ先までご連絡ください。

また、定められた健康診断日には保護者が付き添って必ず受診させてください。

月 日(曜)	対象学校	場 所	受 付
10月 2日(木)	福島小学校 養源小学校	福島保健センター	午後1時30分～1時50分 (診察開始は午後2時～)
10月 9日(木)	鷹島小学校	鷹島小学校	
10月15日(水)	上志佐小学校	上志佐小学校	
10月16日(木)	青島小学校	青島小学校	午後3時～3時10分 (診察開始は午後3時20分～)
10月23日(木)	志佐小学校	志佐小学校	午後1時30分～1時50分 (診察開始は午後2時～)
10月24日(金)	星鹿小学校	星鹿小学校	
10月27日(月)	調川小学校	調川小学校	
10月31日(金)	今福小学校	今福小学校	
11月10日(月)	御厨小学校	御厨小学校	

平成 26 年度松浦市民文化祭 【舞台発表】 出演者募集

○問合せ先 生涯学習課社会教育係 ☎内線 343

【開催日】

11月23日(日)
午前10時～午後5時(予定)

【会場】文化会館ゆめホール

【内容】日舞・箏曲・三味線・民謡・
詩吟・ダンス・コーラスなど

【参加資格】

市内在住者または市内に勤務する
人で、作品・演目が地域の文化振興
に寄与する内容のものであること。

【制限】1団体15分以内

【申込期限】9月19日(金)

【申込方法】

生涯学習課および各市立公民館に設置している申
込書に必要事項を記入して申し込んでください。

【申込先】生涯学習課および各市立公民館

※詳しくは上記までお問い合わせいただくか、市ホーム
ページをご覧ください。



平成 26 年度松浦市民文化祭 【作品展示】 開催

○問合せ先 生涯学習課社会教育係 ☎内線 343

【日時】9月13日(土) 午前10時～午後6時

9月14日(日) 午前10時～午後6時

9月15日(月) 午前10時～午後5時

【会場】文化会館ふれあいホール

【部門】

●小中学校の部

小中学生の皆さんが夏休みに作った工作・絵画・書・
自由研究などから学校で選ばれた約340点を展示
します。

●高校一般の部

市民の皆さんから募った書・生花・写真・押し花・
絵画などの芸術作品を展示
します。

お誘い合わせの上、多数のご来
場をお待ちしております。



消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎0956-72-1861



今度はダイヤモンド！ 買え買え詐欺にご注意を！！

「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」
などと持ち掛けてくる勧誘の電話は、すぐに切りましょう。



<事例1>

A社から「ダイヤモンドの会社(B社)から封筒が送ら
れてきていないか?」と電話があり、「あなたしか買えない
ので、代わりに買ってくれたら倍額で買う」と提案された。
しばらくしてB社から電話があり、150万円分購入するこ
とにし、支持されたとおり宅配便で品名に「金属類」と書
いて現金を送った。その後、A社から「100万円分上乗せ
してほしい」と電話があり、娘にお金を借りに行ったとこ
ろ、「騙されている」と言われた。後日、ダイヤモンド3
石が送られてきたので、質屋で見てもらったが「値がつか
ものではない。」とのことだった。お金を取り返したい。

<事例2>

突然電話で、「市内の限られた人に電話しており、ダイ
ヤモンドを資産として持っていれば損はない」とダイヤモンド
の購入を勧められたが、不要であると断った。しかし、「あ
なたの購入権利枠で当社があなたの代わりに、すでに
1,000万円支払った。」と言われた。代わりに支払ったとは
どういう事か尋ねたが電話が切れた。今後、請求などが来

ないか不安だ。受話器の向こうでは大勢の話し声かしていた。

<ひとこと助言>

- ・販売業者が提供する商品や権利などを別業者が「高
く買い取る」などと言って契約させようとする「買
え買え詐欺」において、最近では、ダイヤモンドの
購入を持ち掛けるケースが報告されています。
- ・「買え買え詐欺」では、実際に買取りなどが行われた
ケースは確認されておらず、一度お金を支払ってし
まうと取り戻すことは困難です。
- ・勧誘の電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切
りづらくなります。早めにキッパリ断りましょう。
留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には
出ず、必要に応じてかけ直すようにする方法も有効です。
- ・トラブルにあっている人のほとんどが高齢者です。
家族や周囲の人も気を配りましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターへ
ご相談ください。